

# 「コンプライアンス基本方針」

一般財団法人宮崎県建築住宅センター  
平成 22 年 6 月 1 日 制定

私たちは、「安全で安心できる住まいづくり」を総合的に支援する機関として、利用者の福祉の向上に貢献するというセンターの目的を常に念頭に置き、法令遵守の理念のもと下記のとおり行動します。

## 記

- 1 公平、公正に業務を推進します。
  - ・ 法令等を遵守するとともに、分かりやすく説明し、適正に業務をおこないます。
  - ・ 情報の公開や業務関係情報の提供に努めます。
  - ・ 個人情報等は、細心の注意をもって取り扱います。
- 2 組織として対応します。
  - ・ 報告・連絡・相談を徹底し、情報を共有化し、迅速、丁寧、適正に対応します。
  - ・ 問題発生時には、迅速・確実な解決策を講じ、再発防止に取り組みます。
- 3 危機意識を持って行動します。
  - ・ 前例踏襲を排し、問題点の抽出や是正・改善に努める意識・姿勢を持ちます。
  - ・ 常に、チェックや周囲の監視があることを意識して行動します。
- 4 信頼されるセンターづくりに努めます。
  - ・ 申請・相談等の内容を真摯に聞き取り、的確な内容把握と対応をします。
  - ・ 服務規律及び綱紀の保持に努め、信頼されるセンターを目指します。
  - ・ 不当な要求に対しては、法令等に基づき毅然とした対応をします。